

## 小学校休業等対応支援金 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)

新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等が臨時休業等した場合等に、子どもの世話を行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します。

【対象者（委託を受けて個人で仕事をする方）】

①又は②の子どもの世話を行うことが必要となった保護者であって、**一定の要件**を満たす方。

① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等（※）した小学校等（※※）に通う子ども  
※小学校等全体の休業のみでなく、学年・学級単位の休業や、オンライン授業、分散登校の場合も対象

※※小学校等：小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、幼稚園、保育所、認定こども園等

② 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども

**一定の要件**

- 個人で仕事をする予定であった場合
- 業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から業務内容、業務を行う場所・日時などについて一定の指定を受けているなどの場合

【支給額】

仕事ができなかった日について、

令和3年8月1日～12月31日⇒1日当たり6,750円（定額）

令和4年1月1日～2月28日⇒1日当たり5,500円（定額）

令和4年3月1日～3月31日⇒1日当たり4,500円（定額）

※申請する仕事ができなかった期間中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域に住所を有する方は1日あたり7,500円（定額）

【適用日】

令和3年8月1日～令和4年3月31日

※春休み・夏休み・冬休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除きます。

【申請期間】

仕事ができなかった日が

令和3年8月1日～10月31日⇒令和3年12月27日まで（必着）

令和3年11月1日～12月31日⇒令和4年2月28日まで（必着）

令和4年1月1日～3月31日⇒令和4年5月31日まで（必着）



● 支給要件の詳細や具体的な手続きは[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。

- お問合せについては、**雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター**  
0120-60-3999  
受付時間：9:00～21:00（土日・祝日含む）

